

移動式クレーンの検査方法

別紙1

検査項目	検査方法	判定基準
1 設計審査	構造部分、機械部分等が移動式クレーンの明細書の記載内容に合致していることを確認すること。	・移動式クレーン構造規格(以下この表において「構造規格」という。)第2条から第43条までの規定に適合していること。
2 材料検査	移動式クレーンの材料について、構造規格に適合しているか、ミルシートと照合すること等により確認すること。	・構造規格第1条の規定に適合していること。
3 外観検査	<p>(1) 構造部分について、次の事項の確認を行うこと。</p> <p>① 目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により、著しい変形等が生じていないか確認すること。</p> <p>② 目視、ハンマリング、超音波探傷器等によって、溶接部分、ボルト穴等を確認すること。</p> <p>(2) 下部走行体のブレーキ、つり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面の摩耗等ブレーキの状況を確認すること。</p> <p>(3) ドラム等について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により、つり上げ装置等の作動に支障となるき裂や摩耗等の状況のほか、ワイヤーロープの緊結状態及びピン等の取付状況について、組立図等と照合するとともに、確認すること。</p> <p>(4) 安全装置等について、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により、適切なものが取り付けられているか、組立図等と照合するとともに、確認すること。</p> <p>(5) 操作部分等について、目視等により、操作部分の表示、運転室の視野等を確認すること。</p> <p>(6) 伸縮装置について、距離測定装置等により、ジブの伸縮の状況を確認すること。</p> <p>(7) ボルト、ナット、ねじ等について、ハンマリング等により、接合状態を確認すること。</p> <p>(8) ワイヤロープ及びつりチェーンについて、目視、鋼索用磁気探傷器等により、不適切なものが用いられていないか確認すること。</p> <p>(9) 定格荷重の表示状況を確認すること。</p> <p>(10) 銘板の記載内容を確認すること。</p> <p>(11) 拡幅式のクローラを有するクローラクレーンで、クローラを最大限に張り出さない状態で定格荷重を有しないものに係る警告の表示及び内容を確認すること。</p>	<p>・構造規格第12条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。</p> <p>・過負荷防止装置を要する移動式クレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。</p> <p>・構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第37条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第40条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第43条第1項の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第43条第2項の規定に適合していること。</p> <p>・構造規格第43条第3項の規定に適合していること。</p>

<p>4 動作試験</p>	<p>無負荷で巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動を定格速度により可動範囲全域について行わせ、次の事項を確認すること。この動作は2回以上行わせること。</p> <p>① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態(制動トルク及び操作に要する力量は申請者が測定したデータを参考にすることができること。) ③ リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ④ 巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認すること。</p> <p>イ 巻過防止装置にあっては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物(ジブを除く。)の下面との間隔の調整状態 ロ 作動状態</p> <p>⑤ 警報装置、傾斜角指示装置、前照灯等、起伏装置及び伸縮装置の巻過防止装置並びにジブ倒れ止め装置の作動の状態を確認すること。</p>	<p>・構造規格第12条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第1項まで、第26条、第27条、第30条から第33条まで、第35条及び第37条の規定に適合していること。</p> <p>・つり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物(ジブを除く。)が0.25m以上(直働式の巻過防止装置にあっては、0.05m以上)となるよう調整されていること。</p>
<p>5 荷重試験</p>	<p>水平堅土上で(浮きクレーンにあっては平水面上で)、定格荷重の1.25倍(200tを越える場合は定格荷重に50tを加えた荷重)に相当する荷重の荷を吊って、巻上げ、巻下げ、旋回の運動を低速度により行わせ、次の事項を確認すること。アウトリガを有するものにはアウトリガを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ運動を行わせること。(アウトリガを用いずに使用することがないものにはアウトリガを用いない状態における荷重試験は行わなくとも差し支えないこと。)</p> <p>これらの運動は2回以上(複数の定格荷重を有する移動式クレーンにあっては2以上の定格荷重ごとに2回以上)行わせるものとする。</p> <p>なお、組立式ジブを有する移動式クレーンにあっては、通常使用するジブ長さにおいて確認を行うこととして差し支えないこと。</p> <p>① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態 ③ 過負荷防止装置の作動状態 ④ 構造部分のき裂、変形及び損傷</p>	<p>・構造規格第12条、第17条、第19条、第23条、第27条に適合していること。</p> <p>・過負荷防止装置が作動したときの試験荷重の値が定格荷重の値の110%以下であること。</p>

<p>6 安定度試験</p>	<p>水平堅土上で(浮きクレーンにあつては平水面上で)、定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷を吊つて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利となる位置で低速度により地切りを行わせること。アウトリガを有するものにあつてはアウトリガを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ地切りを行わせること。(アウトリガを用いずに使用することがないものにあつてはアウトリガを用いない状態における安定度試験は行わなくとも差し支えないこと。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造規格第13条から第16条までの規定に適合していること。 ・転倒支点の反対側のアウトリガボックス端が50mm以上、クローラクレーンにあつては、クローラとガイドローラの間隙が50mm以上(前後方の安定度にあつては設置している部分の長さが1/3以上)浮き上がらないこと。 ・浮きクレーンにあつては転倒側の乾舷が300mm以上あること。ただし、当該浮きクレーンを使用する場所が水平面に限られている場合は乾舷が残っていること。
<p>備考</p>	<p>構造規格第45条の規定による適用の除外を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外を受けた際の条件に適合していることを確認すること。</p>	